

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 （平成25年10月1日一部改正）	旧
表紙	<p style="text-align: center;">共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">〔業務委託編Ⅱ〕</p> <p style="text-align: center;">平成24年10月1日</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">平成25年4月1日 一部改正</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">平成25年10月1日 一部改正</div>	<p style="text-align: center;">共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">〔業務委託編Ⅱ〕</p> <p style="text-align: center;">平成24年10月1日</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">平成25年4月1日 一部改正</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">_____</div>
23頁 共通編 第1章 総則	<p>第1107条 管理技術者 1～6（略）</p> <p>7. 管理技術者は、第1108条第5項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>8（略）</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施 1（略）</p> <p>2. 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士〔総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門〕又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）、あるいはRCCM（業務に該当する部門）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>第1107条 管理技術者 1～6（略）</p> <p>7. 管理技術者は、第1108条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>8（略）</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施 1（略）</p> <p>2. 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士〔総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門〕又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者（業務に該当する部門）であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>3～6（略）</p>

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 (平成25年10月1日一部改正)	旧
<p>24 頁</p> <p>共通編 第1章 総則</p>	<p>第1110条 提出書類</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、<u>年末年始の閉庁日(以下「閉庁日」という。)</u>を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>閉庁日</u>を除き10日以内に、完了時は業務完了後、<u>閉庁日</u>を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム(テクリス)に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「[低]」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>例：[低] ○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>閉庁日</u>を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>	<p>第1110条 提出書類</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日<u>等</u>を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>土曜日、日曜日、祝日</u>を除き10日以内に、完了時は業務完了後、<u>土曜日、日曜日、祝日等</u>を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム(テクリス)に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「[低]」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>例：[低] ○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>土曜日、日曜日、祝日等</u>を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>
<p>30 頁</p> <p>共通編 第1章 総則</p>	<p>第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<u>閉庁日</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。</p> <p>第1136条 低価格入札業務の履行状況調査</p> <p><u>低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格(非公表)</u>を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。</p> <p>1. 受注者は、<u>低入札価格調査</u>で受注者が説明した内容の履行状況を確認するために<u>発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。</u></p>	<p>第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<u>官公庁の休日</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。</p> <p>第1136条 コスト調査</p> <p><u>予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格</u>を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。</p> <p>1. 受注者は、<u>業務コスト調査に係る調査表等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。</u>なお、調査票等については別途監督員から指示するものとする。</p> <p>2. 受注者は、<u>提出された調査票等の内容</u>を<u>確認するために監督員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。</u></p>

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 （平成25年10月1日一部改正）	旧
31 頁 共通編 第1章 総則	<p>第1137条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>(略)</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>(略)</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>1)～2) (略)</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する<u>確認・指導</u>を行うこと。</p> <p>(以下 略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1137条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>(略)</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>(略)</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>1)～2) (略)</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認 _____ を行うこと。</p> <p>(以下 略)</p> <p>3 (略)</p>
35 頁 共通編 第2章 設計業務等一般	<p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NET I S）等を利用し、<u>有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討</u>を行うものとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報システム（NET I S）等を利用し、<u>有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討</u>を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <p>14 (略)</p>	<p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NET I S）等を利用し、 _____ 新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報システム（NET I S）等を利用し、 _____ 新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <p>14 (略)</p>
350 頁 道路編 第4章 道路設計	<p>第6408条 道路詳細設計</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 舗装工設計</u></p> <p><u>受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</u></p> <p><u>(10)～(14) (略)</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第6408条 道路詳細設計</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(9)～(13) (略)</u></p> <p>3 (略)</p>

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 (平成25年10月1日一部改正)				旧							
370頁 道路編 第4章 道路設計	表6.4.1 (つづき) 道路設計成果品一覧表				表6.4.1 (つづき) 道路設計成果品一覧表							
	設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要	設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要		
	道路予備設計(B)及び道路予備修正											
				(略)					(略)			
	道路詳細設計											
		用排水設計		用排水系統図	1:500または1:1000							
				詳細図 流量計算書	適宜		特殊形状					
		舗装工設計		舗装工詳細図	適宜							
	数量計算		数量計算書	-								
	報告書		報告書	-								
道路詳細設計												
	用排水設計		用排水系統図	1:500または1:1000								
			詳細図 流量計算書	適宜		特殊形状						
	数量計算		数量計算書	-								
報告書		報告書	-									

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 (平成25年10月1日一部改正)	旧
426頁 道路編 第7章 トンネル設計	<p>第6704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 舗装工設計</p> <p>受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、<u>経済性（ライフサイクルコスト）</u>等を考慮し、トンネル内舗装（<u>アスファルト舗装／コンクリート舗装等</u>）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>(10)～(21) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第6704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 舗装工設計</p> <p>受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理_____等を考慮し、トンネル内舗装_____の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>(10)～(21) (略)</p> <p>3 (略)</p>
472頁 道路編 第9章 道路施設点検	<p>第6901条 道路施設点検の種類</p> <p>道路施設点検の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 道路防災カルテ点検</p> <p>(2) <u>橋梁定期点検</u></p>	<p>第6901条 道路施設点検の種類</p> <p>道路施設点検の種類は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 道路防災カルテ点検</p> <p>_____</p>
472頁～ 472-2頁 道路編 第9章 道路施設点検	<p>第3節 橋梁定期点検</p> <p><u>橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領（案）（平成16年3月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下「定期点検要領」という。）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成16年3月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下「第三者要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。</u></p> <p>第6903条 橋梁定期点検</p> <p>1. 業務目的</p> <p><u>橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。</u></p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。</u></p> <p>(1) 計画準備</p> <p>1) 業務計画書</p> <p><u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 (平成25年10月1日一部改正)	旧																														
	<p>力することにより、データ作成を行うものとする。</p> <p>第4節 成果品</p> <p>第6904条 成果品</p> <p>受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1117条成果物の提出に従い、提出するものとする。</p> <p>(1) 道路防災カルテ点検 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>(2) 橋梁定期点検 定期点検及び第三者被害予防措置における点検調査及び特記仕様書によるものとする。</p>	<p>_____</p> <p>第3節 成果品</p> <p>第6903条 成果品</p> <p>受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1117条成果物の提出に従い、提出するものとする。</p> <p>(1) 道路防災カルテ点検 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>_____</p>																														
473 頁 主要技術基準及び参考図書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">〔1〕 共 通</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1～19 (略)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>福島県電子納品運用ガイドライン(案)【業務委託編】</td> <td>福島県土木部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">21～27 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	〔1〕 共 通			1～19 (略)			20	福島県電子納品運用ガイドライン(案)【業務委託編】	福島県土木部	21～27 (略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">〔1〕 共 通</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1～19 (略)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>_____電子納品運用ガイドライン(案)【業務__編】</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td colspan="3">21～27 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	〔1〕 共 通			1～19 (略)			20	_____電子納品運用ガイドライン(案)【業務__編】	国土交通省	21～27 (略)		
No	名 称	編集又は発行所名																														
〔1〕 共 通																																
1～19 (略)																																
20	福島県電子納品運用ガイドライン(案)【業務委託編】	福島県土木部																														
21～27 (略)																																
No	名 称	編集又は発行所名																														
〔1〕 共 通																																
1～19 (略)																																
20	_____電子納品運用ガイドライン(案)【業務__編】	国土交通省																														
21～27 (略)																																
473 頁 ～ 476 頁 主要技術基準及び参考図書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">58～71 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">72～90 (略)</td> </tr> <tr> <td>91</td> <td>福島県土木部数量総括表作成要領</td> <td>福島県土木部</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	58～71 (略)			72～90 (略)			91	福島県土木部数量総括表作成要領	福島県土木部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">58～71 (略)</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル</td> <td>土地地理院</td> </tr> <tr> <td colspan="3">73～91 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1832 1177 1921 1241" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">削除</div>	No	名 称	編集又は発行所名	58～71 (略)			72	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	土地地理院	73～91 (略)								
No	名 称	編集又は発行所名																														
58～71 (略)																																
72～90 (略)																																
91	福島県土木部数量総括表作成要領	福島県土木部																														
No	名 称	編集又は発行所名																														
58～71 (略)																																
72	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	土地地理院																														
73～91 (略)																																

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 (平成25年10月1日一部改正)	旧																														
476 頁 主要技術基準及び参考図書	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 328 293 384">No</th> <th data-bbox="293 328 909 384">名 称</th> <th data-bbox="909 328 1151 384">編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="232 384 1151 440">〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="232 440 1151 496">1～4 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 496 293 552">5</td> <td data-bbox="293 496 909 552">河川砂防技術基準 調査編</td> <td data-bbox="909 496 1151 552">国 土 交 通 省</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="232 552 1151 608">6～24 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			1～4 (略)			5	河川砂防技術基準 調査編	国 土 交 通 省	6～24 (略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 328 1256 384">No</th> <th data-bbox="1256 328 1872 384">名 称</th> <th data-bbox="1872 328 2114 384">編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1196 384 2114 440">〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1196 440 2114 496">1～4 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 496 1256 552">5</td> <td data-bbox="1256 496 1872 552">改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案) 調査編</td> <td data-bbox="1872 496 2114 552">日 本 河 川 協 会</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1196 552 2114 608">6～24 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			1～4 (略)			5	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案) 調査編	日 本 河 川 協 会	6～24 (略)		
No	名 称	編集又は発行所名																														
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係																																
1～4 (略)																																
5	河川砂防技術基準 調査編	国 土 交 通 省																														
6～24 (略)																																
No	名 称	編集又は発行所名																														
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係																																
1～4 (略)																																
5	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案) 調査編	日 本 河 川 協 会																														
6～24 (略)																																
478 頁 主要技術基準及び参考図書	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 687 293 743">No</th> <th data-bbox="293 687 887 743">名 称</th> <th data-bbox="887 687 1151 743">編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="232 743 1151 799">55～62 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 799 293 855">63</td> <td data-bbox="293 799 887 855">改訂 ダム貯水池水質調査要領</td> <td data-bbox="887 799 1151 855">ダム水源環境整備センター</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="232 855 1151 911">66～84 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	55～62 (略)			63	改訂 ダム貯水池水質調査要領	ダム水源環境整備センター	66～84 (略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 687 1256 743">No</th> <th data-bbox="1256 687 1872 743">名 称</th> <th data-bbox="1872 687 2114 743">編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1196 743 2114 799">55～62 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 799 1256 855">63</td> <td data-bbox="1256 799 1872 855">_____ ダム貯水池水質調査要領</td> <td data-bbox="1872 799 2114 855">国土開発技術研究センター</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1196 855 2114 911">66～84 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	55～62 (略)			63	_____ ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター	66～84 (略)								
No	名 称	編集又は発行所名																														
55～62 (略)																																
63	改訂 ダム貯水池水質調査要領	ダム水源環境整備センター																														
66～84 (略)																																
No	名 称	編集又は発行所名																														
55～62 (略)																																
63	_____ ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター																														
66～84 (略)																																

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新（平成25年10月1日一部改正）			旧		
479 頁 主要技術基準 及び参考図書	No	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	No	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
	85～89 (略)			85～89 (略)		
	90	試験湛水実施要領（案）	国 土 交 通 省	90	正常流量検討の手引き（案）	国 土 交 通 省
	91	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	91	洪水予測システムチェックリスト（案）	国土技術政策総合研究所
	92	改訂版 巡航RCD工法施工技术資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	92	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所
	93	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）	国 土 交 通 省	93	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所
	94	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤 研究グループ(地質)他			
	95	正常流量検討の手引き（案）	国 土 交 通 省			
	96	洪水予測システムチェックリスト（案）	国土技術政策総合研究所			
	97	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所			
	98	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所			
480 頁 主要技術基準 及び参考図書	No	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	No	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名
	21～49 (略)			21～49 (略)		
	50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日 本 道 路 協 会	50	立体横断施設技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会
	51	立体横断施設技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会			

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 (平成25年10月1日一部改正)	旧																																							
481 頁 主要技術基準及び参考図書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">52～62 (略)</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>鋼道路橋の細部構造に関する資料集</td> <td>日本道路協会</td> </tr> <tr> <td colspan="3">64～80 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	52～62 (略)			63	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	64～80 (略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">51～61 (略)</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>鋼道路橋の疲労設計指針細部構造に関する資料集</td> <td>日本道路協会</td> </tr> <tr> <td colspan="3">63～79 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	51～61 (略)			62	鋼道路橋の疲労設計指針細部構造に関する資料集	日本道路協会	63～79 (略)																	
No	名 称	編集又は発行所名																																							
52～62 (略)																																									
63	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会																																							
64～80 (略)																																									
No	名 称	編集又は発行所名																																							
51～61 (略)																																									
62	鋼道路橋の疲労設計指針細部構造に関する資料集	日本道路協会																																							
63～79 (略)																																									
482 頁 主要技術基準及び参考図書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">81～110 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	81～110 (略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">80～109 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	80～109 (略)																													
No	名 称	編集又は発行所名																																							
81～110 (略)																																									
No	名 称	編集又は発行所名																																							
80～109 (略)																																									
483 頁 主要技術基準及び参考図書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">111 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">112～115 (略)</td> </tr> <tr> <td>116</td> <td>LED道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td colspan="3">117～129 (略)</td> </tr> <tr> <td>130</td> <td>橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領 (案)</td> <td>国土交通省道路局国道・防災課</td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>橋梁定期点検要領 (案)</td> <td>国土交通省道路局国道・防災課</td> </tr> <tr> <td>132</td> <td>橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)</td> <td>国土交通省道路局国道・防災課</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	111 (略)			112～115 (略)			116	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)	国土交通省	117～129 (略)			130	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領 (案)	国土交通省道路局国道・防災課	131	橋梁定期点検要領 (案)	国土交通省道路局国道・防災課	132	橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)	国土交通省道路局国道・防災課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>編集又は発行所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">110 (略)</td> </tr> <tr> <td>111</td> <td>改訂 路面表示設置の手引 第4版</td> <td>削除 交通工学会</td> </tr> <tr> <td colspan="3">112～115 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">116～128 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編集又は発行所名	110 (略)			111	改訂 路面表示設置の手引 第4版	削除 交通工学会	112～115 (略)			116～128 (略)		
No	名 称	編集又は発行所名																																							
111 (略)																																									
112～115 (略)																																									
116	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)	国土交通省																																							
117～129 (略)																																									
130	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領 (案)	国土交通省道路局国道・防災課																																							
131	橋梁定期点検要領 (案)	国土交通省道路局国道・防災課																																							
132	橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)	国土交通省道路局国道・防災課																																							
No	名 称	編集又は発行所名																																							
110 (略)																																									
111	改訂 路面表示設置の手引 第4版	削除 交通工学会																																							
112～115 (略)																																									
116～128 (略)																																									

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 (平成25年10月1日一部改正)	旧																																										
483 頁 主要技術基準及び参考図書	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 328 293 384">No</th> <th data-bbox="293 328 887 384">名 称</th> <th data-bbox="887 328 1151 384">編 集 又 は 発 行 所 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="232 384 1151 440">〔4〕 電気・機械・設備等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="232 440 1151 496">1～2 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 496 293 552">3</td> <td data-bbox="293 496 887 552">内線規程 J E A C 8001-2011</td> <td data-bbox="887 496 1151 552">日 本 電 気 協 会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 552 293 608">4</td> <td data-bbox="293 552 887 608">電気通信設備工事共通仕様書 平成25年版</td> <td data-bbox="887 552 1151 608">国 土 交 通 省</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 608 293 663">5</td> <td data-bbox="293 608 887 663">電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版</td> <td data-bbox="887 608 1151 663">国 土 交 通 省</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="232 663 1151 719">6～7 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	〔4〕 電気・機械・設備等			1～2 (略)			3	内線規程 J E A C 8001-2011	日 本 電 気 協 会	4	電気通信設備工事共通仕様書 平成25年版	国 土 交 通 省	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版	国 土 交 通 省	6～7 (略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 328 1254 384">No</th> <th data-bbox="1254 328 1848 384">名 称</th> <th data-bbox="1848 328 2112 384">編 集 又 は 発 行 所 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1193 384 2112 440">〔4〕 電気・機械・設備等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1193 440 2112 496">1～2 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 496 1254 552">3</td> <td data-bbox="1254 496 1848 552">内線規程 J E A C 8001-2005</td> <td data-bbox="1848 496 2112 552">日 本 電 気 協 会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 552 1254 608">4</td> <td data-bbox="1254 552 1848 608">電気通信設備工事共通仕様書 平成23年版</td> <td data-bbox="1848 552 2112 608">建 設 電 気 技 術 協 会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 608 1254 663">5</td> <td data-bbox="1254 608 1848 663">電気通信設備施工管理の手引き 平成22年版</td> <td data-bbox="1848 608 2112 663">建 設 電 気 技 術 協 会</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1193 663 2112 719">6～7 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名	〔4〕 電気・機械・設備等			1～2 (略)			3	内線規程 J E A C 8001-2005	日 本 電 気 協 会	4	電気通信設備工事共通仕様書 平成23年版	建 設 電 気 技 術 協 会	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成22年版	建 設 電 気 技 術 協 会	6～7 (略)		
No	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名																																										
〔4〕 電気・機械・設備等																																												
1～2 (略)																																												
3	内線規程 J E A C 8001-2011	日 本 電 気 協 会																																										
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成25年版	国 土 交 通 省																																										
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版	国 土 交 通 省																																										
6～7 (略)																																												
No	名 称	編 集 又 は 発 行 所 名																																										
〔4〕 電気・機械・設備等																																												
1～2 (略)																																												
3	内線規程 J E A C 8001-2005	日 本 電 気 協 会																																										
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成23年版	建 設 電 気 技 術 協 会																																										
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成22年版	建 設 電 気 技 術 協 会																																										
6～7 (略)																																												
494 頁 地質調査業務共通仕様書	<p>第111条 提出書類</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、<u>年末年始の閉庁日</u>（以下「閉庁日」という。）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から<u>閉庁日</u>を除き10日以内に、完了時は完了後、<u>閉庁日</u>を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のためのお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が<u>閉庁日を除き10日間に満たない</u>場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>	<p>第111条 提出書類</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から<u>土曜日、日曜日、祝日等</u>を除き10日以内に、完了時は完了後、<u>土曜日、日曜日、祝日等</u>を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のためのお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が_____10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>																																										

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 (平成25年10月1日一部改正)	旧
501頁 地質調査業務 共通仕様書	<p>第138条 低価格入札業務の履行状況調査 <u>低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格（非公表）を下回る価格で契約した場合</u> においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。</p> <p>1. <u>受注者は、低入札価格調査で受注者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。</u></p> <p>第139条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>(略)</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>(略)</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>1)～2) (略)</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する<u>確認・指導</u>を行うこと。 (以下 略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第138条 コスト調査 <u>予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、</u> 受注者は下記の事項に協力しなければならない。</p> <p>1. <u>受注者は、業務コスト調査に係わる調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途監督員から指示するものとする。</u></p> <p>2. 受注者は、<u>提出された調査票等の内容</u> _____ を確認するために監督員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。</p> <p>第139条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>(略)</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>(略)</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>1)～2) (略)</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する<u>確認</u> _____ を行うこと。 (以下 略)</p> <p>3 (略)</p>
625頁 低水流量観測 共通仕様書 (案)	<p>第2条 本業務遂行に当っては、本仕様書、福島県土木部水文観測要綱、請負契約書、その他関連諸法規に従い、疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、内容、主旨を充分把握の上実施する。 (_____河川砂防技術基準 _____調査編を参照のこと。)</p>	<p>第2条 本業務遂行に当っては、本仕様書、福島県土木部水文観測要綱、請負契約書、その他関連諸法規に従い、疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、内容、主旨を充分把握の上実施する。 (建設省河川砂防技術基準 (案) 調査編を参照のこと。)</p>

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 (平成25年10月1日一部改正)	旧
628頁 高水流 量観測 共通仕 様書 (案)	<p>第2条 本業務遂行に当っては、本仕様書、福島県土木部水文観測要綱、請負契約書、その他関連諸法規に従い、疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、内容、主旨を十分把握の上実施する。 (<u>河川砂防技術基準</u>調査編を参照のこと。)</p> <p>第3条 作業内容</p> <p>1. 流観体制</p> <p>① <u>受注者</u>は作業期間中、常に監督員と連絡できるように連絡方法及び観測体制（構成人員名簿及び連絡先）を明確にしておく。</p> <p>② <u>受注者</u>は監督員から待機の連絡を受けた場合はいつでも観測できる態勢をもって待機しなければならない。</p> <p>③ 観測に必要な器材等については監督員と事前に打合せを行い、必要数量をとりそろえておくものとする。</p> <p>④ <u>受注者</u>は監督員より出動の連絡を受けた場合は、流量観測ができる状態で現地へ出動する。</p> <p>⑤ <u>受注者</u>は現地到着後ただちに水位観測を行い、水位時刻を監督員に連絡し、以降の行動について指示を受ける。連絡不能の場合等止むを得ぬ事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>⑥ 観測開始及び終了時刻は特記仕様書もしくは、監督員の指示によるものとする。</p> <p>⑦ 作業中は<u>受注者</u>の責任において事故防止に努めるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第2条 本業務遂行に当っては、本仕様書、福島県土木部水文観測要綱、請負契約書、その他関連諸法規に従い、疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、内容、主旨を十分把握の上実施する。 (<u>建設省河川砂防技術基準</u>(案)調査編を参照のこと。)</p> <p>第3条 作業内容</p> <p>1. 流観体制</p> <p>① <u>請負者</u>は作業期間中、常に監督員と連絡できるように連絡方法及び観測体制（構成人員名簿及び連絡先）を明確にしておく。</p> <p>② <u>請負者</u>は監督員から待機の連絡を受けた場合はいつでも観測できる態勢をもって待機しなければならない。</p> <p>③ 観測に必要な器材等については監督員と事前に打合せを行い、必要数量をとりそろえておくものとする。</p> <p>④ <u>請負者</u>は監督員より出動の連絡を受けた場合は、流量観測ができる状態で現地へ出動する。</p> <p>⑤ <u>請負者</u>は現地到着後ただちに水位観測を行い、水位時刻を監督員に連絡し、以降の行動について指示を受ける。連絡不能の場合等止むを得ぬ事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>⑥ 観測開始及び終了時刻は特記仕様書もしくは、監督員の指示によるものとする。</p> <p>⑦ 作業中は<u>請負者</u>の責任において事故防止に努めるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>
634頁 ～ 635頁 電算業 務委託 共通仕 様書	<p>別紙様式1</p> <p style="text-align: center;">設計書総括情報入力表(土木実施編・災害査定編)</p> <p style="text-align: center;">(線、筋 工事 工区)</p> <p>1 事務所番号</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> <input type="text"/></p> <p style="text-align: right;">数字2桁(県の場合) 01～23 (略) 24 あぶくま高原<u>道路管理事務所</u> 25～84 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 単価地区</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> <input type="text"/></p> <p style="text-align: right;">数字2桁 11 A(県北1)地区 12 B(県北2)地区 13 C(県北3)地区</p>	<p>別紙様式1</p> <p style="text-align: center;">設計書総括情報入力表(土木実施編・災害査定編)</p> <p style="text-align: center;">(線、筋 工事 工区)</p> <p>1 事務所番号</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> <input type="text"/></p> <p style="text-align: right;">数字2桁(県の場合) 01～23 (略) 24 あぶくま高原<u>自動車道建設</u> 25～84 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 単価地区</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> <input type="text"/></p> <p style="text-align: right;">英数字2桁 D6A(県北1)地区 D5B(県北2)地区 D4C(県北3)地区</p>

共通仕様書 業務委託編Ⅱ（平成24年10月1日） 新旧対照表

頁	新 (平成25年10月1日一部改正)	旧														
	<p> <u>14</u> C 2 (県北5) 地区 <u>15</u> C 3 (県北6) 地区 <u>21</u> D (県中1・県北4) 地区 <u>22</u> E (県中2) 地区 <u>23</u> F (県中3) 地区 <u>24</u> G (県中4) 地区 <u>31</u> H (県南1) 地区 <u>32</u> I (県南2) 地区 <u>33</u> J (県南3) 地区 <u>41</u> K (喜多方) 地区 <u>51</u> L (会津若松1) 地区 <u>52</u> M (会津若松2) 地区 <u>53</u> N (会津若松3) 地区 <u>54</u> O (会津若松4) 地区 <u>61</u> P (南会津1) 地区 <u>62</u> Q (南会津2) 地区 <u>63</u> R (南会津3) 地区 <u>71</u> S (相双1) 地区 <u>72</u> S 2 (相双3) 地区 <u>73</u> T (相双2) 地区 <u>74</u> T 2 (相双4・県中5) 地区 <u>81</u> U (いわき1) 地区 <u>82</u> V (いわき2) 地区 </p> <p>9 単価適用日</p> <table border="1" data-bbox="271 1129 613 1169"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <p>数字6桁 〔「251001」等〕</p>								<p> <hr/> <u>D3</u>D (県中1・県北4) 地区 <u>D2</u>E (県中2) 地区 <u>D1</u>F (県中3) 地区 <u>C6</u>G (県中4) 地区 <u>C5</u>H (県南1) 地区 <u>C4</u>I (県南2) 地区 <u>C3</u>J (県南3) 地区 <u>C2</u>K (喜多方<u>1</u>) 地区 <u>C1</u>L (会津若松1) 地区 <u>B6</u>M (会津若松2) 地区 <u>B5</u>N (会津若松3) 地区 <u>B4</u>O (会津若松4) 地区 <u>B3</u>P (南会津1) 地区 <u>B2</u>Q (南会津2) 地区 <u>B1</u>R (南会津3) 地区 <u>A6</u>S (相双1) 地区 </p> <p> <hr/> <u>A5</u>T (相双2・<u>県中5</u>) 地区 </p> <p> <hr/> <u>A4</u>U (いわき1) 地区 <u>A3</u>V (いわき2) 地区 </p> <p>9 単価適用日</p> <table border="1" data-bbox="1234 1129 1576 1169"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <p>数字6桁 〔「241001」等〕</p>							